

らって、産子が果して健在かどうかを確認させた。

また天保八年（一八三七）には、間引きによる人口減少を防ぐため「子孫繁昌手引草」を各村々に配布したりして、産子を殺せば地獄に落ち、育てれば子孫繁昌するという理を、図解入りなどで普及させた。

また会津藩の節約令の一つとして、天保十二年（一八四一）住居制限儉約簡条書などを配布している。これを貞享二年の書上げなどをみると、村の鎮守が嫌いなさるからなどとみえているが、この時の儉約令は、明らかに「肝煎は持高にかかわらず二間半梁或は三間梁に桁間十三間のこと」とか、一石より五石までの持高の者は「三間梁又は二間半梁、桁間六間云云」などと細かい簡条で示したりした。

また幕末であるが、嘉永二年（一八四九）奉公人のしきせ（四季施）などの達しを出している。

封建的藩政時代であるから、一切は上からの通達として示され、特に農民は、土農工商として、他の職業より上位には置かれたものの、七：三、六：四などといって、その大半を上納させ「生かさず、殺さず」などの言葉があったほど、生活程度の低いもので我慢させられていたようである。

第三章 明治維新より現在までの治政

一、や あ や あ 騒動

慶応四年（一八六八）は九月八日で明治と改元された。会津藩はまだ四周を包囲されて総攻撃のまった中にあった。若松城への籠城は八月二十三日にはじまり、小松の彼岸獅子を先頭に山川隊長が入城したのも、その後